

## 第 1 節 計画の目的及び位置付け

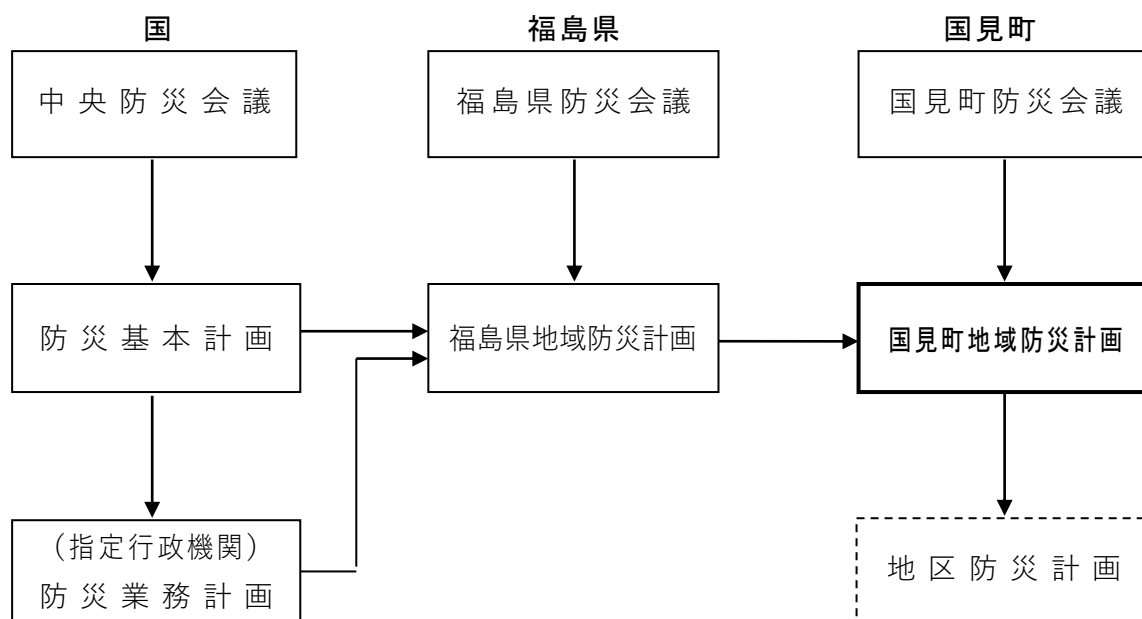
### 第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する計画であり、平成10年8月末豪雨災害や平成23年3月に発生した東日本大震災、令和元年東日本台風などの大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定め、町、消防関係機関、県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連絡を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する地域防災計画であり、国の防災基本計画、防災業務計画、そして「福島県地域防災計画」と連携した町の地域に関する計画である。

#### 国、県、国見町における防災会議と防災計画の位置付け



### 第 3 計画の構成

国見町地域防災計画は、次の各編で構成する。

- 1 総則  
計画の目的や基本方針、活動目標について定める。
- 2 一般災害対策編

風水害、雪害等の対策について定める。

3 震災対策編

地震災害対策について定める。

4 事故対策編

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対策について定める。

5 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

#### 第 4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

さらに、本計画の修正に当たっては、県地域防災計画との整合性を図るものとする。

#### 第 5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

#### 第 6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

#### 第 7 地震防災緊急事業五箇年計画

町は、地震防災対策特別措置法に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、福島県が定める地震防災緊急事業五箇年計画により、地

震防災対策の強化を図るため、地震防災に関する施設、設備の整備を積極的に推進するものとする。

## 第2節 災害対策の基本理念、基本方針と活動目標

### 第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念にもとづき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

### 第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とするものとする。

#### 1 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、積極的に防災事業の推進を図る。

#### 2 防災関係機関相互の協力体制の確立

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相

互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

### 3 町民の防災活動の推進

自主的防災対策の推進としては、「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、町民自らが災害に備えるための手段を講じるとともに、自主的な防災活動に参加するなど、地域の防災に寄与するものとする。

また、阪神・淡路大震災を契機に、地域住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再確認された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による活動体制の整備に向けて、地域内の公共的団体、事業所の防災に関する組織及び全町内会に設立した自主防災会の育成強化を図るとともに、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティ形成」を目指すものとする。

### 4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

### 5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。関係機関、関係課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生を前提にいかに対応し、復旧していくのか」といった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

#### 6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

#### 7 防災業務施設、設備資機材等の整備

防災関係機関は、災害が発生し、または発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備充実を図る。

#### 8 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

#### 9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

### 第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害直前活動</li> <li>・ 気象情報、警報等の伝達</li> <li>・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施</li> </ul>
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 初動体制の確立</li> <li>・ 対策活動要員の確保（非常招集）</li> <li>・ 対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・ 被災情報の収集・解析・対応</li> <li>■ 生命・安全の確保</li> <li>・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行</li> <li>・ 給食、給水の実施</li> <li>・ 道路啓開、治安維持に関する対策</li> <li>・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策</li> </ul>
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被災者の生活の安定</li> <li>・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> <li>・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> <li>・ 通勤・通学手段、就業、就学環境の早急な回復</li> <li>・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> <li>・ 生活再建に係る支援の実施</li> </ul>
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域・生活の回復</li> <li>・ 被災者のケア</li> <li>・ ガレキ等の撤去</li> <li>・ 都市環境の回復</li> </ul>
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域・生活の再建・強化</li> <li>・ 教訓の整理</li> <li>・ 都市復興計画の推進</li> <li>・ 都市機能の回復・強化</li> </ul>

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

### 第3節 町の概況と災害要因の変化

#### 第1 町の自然的条件

##### 1 位置及び面積

本町は、福島県中通り地方の北部（東経140度33分、北緯37度52分、標高67m）に位置し東西9.8km、南北7.4kmの広がりを持ち総面積37.95km<sup>2</sup>の町である。

##### 2 地勢

本町は、標高863mの半田山の北斜面から東北東に連なる700m～550mの山稜地帯が福島宮城県境にそびえ、一方南東側には標高40mに満たない阿武隈川が流れている。その間に阿津賀志山をはじめとする300m前後の山があり、源宗山の丘陵地、普蔵川、滝川、牛沢川などのつくりだした扇状地や段丘地形が配置されており多彩な地形群が見られる。

全体的に、北西から南東にかけて開かれた位置にあり福島盆地の北西縁にあたる。

##### 3 地質

本町における地質の概況は、北西部の山稜地帯は主として新期凝灰岩や新期安山岩からなりその多くは火山活動によるものと考えられている。中部の大地は新期凝灰岩を基盤として礫層におおわれ扇状地として削られた低地が広がっている。南東に位置する低地帯は阿武隈川の側方侵食、流路変遷による氾濫原が形成されている。

##### 4 気象

本町の気温は、最近5年間の年間平均気温が13.6℃、8月の最高気温は39.2℃、1月の最低気温は-8.8℃を記録しており、比較的寒暖の差がある内陸性気候を示す。

春先は、季節風の到来が間断となり暖かくなるが、低気圧の通過が頻繁で天気の変化が激しく、発達した低気圧の通過に際しては、一時雪や風が強まる。

4月に入ると高気圧や低気圧が周期的に現れ、それにつれて天気も変わるが、高気圧におおわれるときは、降霜や異常乾燥が起きやすい。

5月から6月にかけて移動性高気圧や高圧帯におおわれ晴天が続くが、降霜は、5月中旬まで懸念される。また、梅雨型の気圧配置が見えはじめぐずついた天気となることもあり、寒冷前線に伴い落雷や降ひょうが起きることがある。

梅雨時期は冷涼の日が続き、後半には降ひょうや大雨が見られる。

夏は、7月下旬から8月中旬にかけて高温多湿が続き、局地的な雷雨が見られる。

8月下旬になると、日本をおおう高気圧は衰え初めて前線が南下してくるので雲が多く暑さも幾分やわらぐが、残暑は厳しく、前線に伴う雷



雨あるいは台風の接近によって大雨による被害が起きやすい。

9月に入ると、曇りや雨の日が比較的多く、秋雨前線による雷雨あるいは台風の接近通過によって暴風雨となり重大な災害の発生が懸念される。気温は日を追って下がりはじめ、彼岸を過ぎると肌寒く感じる日も出てくる。

10月中旬から11月中旬にかけては晴天の日が続くが、気温は低下しやがて霜や結氷が見られるようになる。

11月中旬を過ぎると時々冬型の気圧配置となり、季節風が吹き始め気温は急降し初雪が見られる。

冬は西高東低の気圧配置が続き、季節風が比較的強く晴天が続く。この季節風による積雪は少ないが、強風による害も見られ、低気圧が太平洋側を通るときは、一時的ながら大雪の降ることがある。

## 第2 町の社会的条件

### 1 人口

本町の人口は、昭和30年の14,143人をピークに減少傾向を示し、令和2年国勢調査における人口は8,639人となっている。

これは昭和35年から45年にかけての高度経済成長期に、農村労働力が大都市及び周辺工業地帯へ移行したことが主な原因となっており、その後、政策的な行政施策として、住宅団地の造成、企業誘致等により昭和50年以降ほぼ横ばいの状態が続いたが、平成7年以降は減少傾向が顕著に現われている。

年齢階層別人口では、出生率の低下とあいまって年少人口・生産人口の割合が減少する一方、老年人口の割合が高まり高齢化の速度を速めている。

また、人口動態における自然動態については、昭和期までは出生数が上回る傾向にあったが、平成期に入るとともに逆転し、年間出生数が100人を割り少子化による減少傾向が顕著に現れてきている。さらに、社会動態においても、政策的な事業施策を実施した年は増加に転じるものの、その後すぐに減少に転じるような状況となっている。

### 2 土地利用

本町の総面積は3,795haで、その土地利用状況は、農用地1,290ha（34.0%）、山林原野1,237ha（32.6%）、宅地263ha（6.9%）、道水路等その他が1,005ha（26.5%）となっており、農用地、山林原野が土地利用上高い比率を占めている。

ここ10年の土地利用状況の推移は、山林原野及び宅地が増加傾向にあり、反面、農用地及びその他が減少傾向にある。

### 3 交通

本町の道路網は、中央部を南北に国道4号が縦断し、それを主軸とし

て主要地方道や一般県道が配置され、さらにそれら幹線に住民の日常生活に密着した町道を加えて町全体としての道路網を構成している。

また、国道4号と並行して東北自動車道が南北を縦断し、県道白石国見線と接続する形で国見インターチェンジが設置されており、広域的な高速交通体系に対応した道路が整備されている。

鉄道は、高速道路と同様、国道4号に並行した形で本町を縦断しており、東北本線は藤田駅と貝田駅の2駅が設置されている。また、東北新幹線も縦断しており、山崎地区からトンネルを抜けて白石市へと向かっている。

### 第3 災害要因の変化

社会的災害要因として以下の点が大きな影響を与えるものと考えられる。

第1には、地域間の人口分布の変化である。市街地への人口の集中が進んだことにより、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めていることである。また、急速な高齢化に伴う高齢者の増大は、いわゆる要配慮者の増大であり、これらについても十分配慮しなければならない。

第2には、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中し、周辺の農村部等では夜間に比べて人口が少なくなるという傾向にある。このため、昼間に発災した場合は、市街地中心部に被害が集中する可能性が高くなり、一方周辺部では、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が高くなる。

第3には、生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。また、町などの防災関係機関においてもこれら施設への依存度は高く、場合によっては初動体制への影響も考えられる。

第4には、地域のコミュニティ意識の低下である。本町においては都市部と比べて低下の度合いは小さいが、市街地を中心に徐々に低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限に食い止めるためには、自らの身の安全は自らが守るという町民一人ひとりの防災意識の向上とともに、全町内会に設立した自主防災会の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、このような条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎

的、科学的調査や、防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

なお、概ね過去 5 年間の社会構造の変化を表にして比較すると次のとおりである。

■本町における社会構造変化の比較

区 分	平成 2 2 年	平成 2 7 年	令和 2 年	備 考
人 口 (65才以上高齢化率)	10,086人 (30.3%)	9,512人 (36.1%)	8,639人 (42.2%)	国勢調査 10月1日現在
世帯数	3,204世帯	3,291世帯	3,123世帯	国勢調査 10月1日現在
宅地面積	263ha	268ha	271ha	1月1日現在
上水道給水人口 (普及率)	9,456人 92.0%	8,953人 94.1%	8,883人 99.47%	3月31日現在

区 分	平成 2 1 年	平成 2 6 年	令和 3 年	備 考	
自動車保有 台数	貨物車	590台	538台	904台	3月31日現在 資料：東北運 輸局福島運輸 支局
	乗合車（バス）	6台	4台	2台	
	乗用車	3,548台	3,361台	3,116台	
	特殊用途車 (大型特殊車含む)	133台	123台	129台	
	小型二輪車	135台	157台	187台	
	軽自動車 (軽二輪含む)	3,821台	4,168台	4,329台	
	総数	8,233台	8,351台	8,667台	

## 第4節 町の地震災害と被害想定

### 第1 既往の地震災害

本町で感じられる地震の大部分は、太平洋沖の外側地震帯で発生しており、内陸性の直下型地震については特に大規模な地震記録はない。

海洋型の地震として当町に大きな被害をもたらした地震は、1978年の宮城県沖地震及び2011年の東北地方太平洋沖地震であり、その被害状況は以下のとおりである。

- ・1978年（昭和53年）6月 宮城県沖地震 M=7.4

12日午後5時14分頃地震があり、福島で震度5を記録した。

本町では、ブロック塀の倒壊による死者1名、軽傷者22名を出し、役場庁舎の損壊をはじめ30世帯の家屋損壊、291世帯の家屋一部損壊を出した。被害総額は、3億6千7百万円。

- ・2011年（平成23年）3月 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）  
M<sub>w</sub>=9.0

11日午後2時46分頃地震があり、当町で震度6弱（後に6強と訂正）を観測した。

本町では、軽傷者20名、役場庁舎をはじめ住家・非住家あわせて全壊492棟、半壊732棟、一部損壊660棟の被害を受けた。

- ・2021年（令和3年）2月 令和3年福島県沖を震源とする地震  
M<sub>w</sub>=7.3

13日午後11時7分頃地震があり、当町で震度6強を観測した。

本町では、軽傷者12名、役場庁舎をはじめ住家・非住家あわせて全壊30棟、大規模半壊10棟、半壊59棟、準半壊122棟、一部損壊119棟の被害を受けた。

- ・2022年（令和4年）3月 令和4年福島県沖を震源とする地震  
M<sub>w</sub>=7.4

16日午後11時36分頃地震があり、当町で震度6強を観測した。

本町では、重傷者1名、軽傷者14名、役場庁舎をはじめ住家・非住家あわせて全壊54棟、大規模半壊25棟、中規模半壊111棟、半壊191棟、準半壊954棟、一部損壊200棟の被害を受けた（令和4年8月15日現在）。

### 第2 福島盆地西縁断層帯

福島盆地西縁断層帯は、宮城県白石市から国見町、桑折町を経て福島市大笹生、庭坂、白津、佐原にかけて連続するとされている複数の断層の総称で、「新編・日本の活断層」（活断層研究会編）によれば、「越河断層」「藤田東断層」「藤田西断層」「半田山東断層」「桑折断層」「飯坂付近の断層」「台山断層」「土湯断層」の8本の断層から構成される。そのうち町内を通る断層は、宮城県白石市から本町貝田地区北部にかけた越河断層と、

大木戸地区から藤田地区を通り桑折町、福島市飯坂町へと抜ける藤田東断層、藤田西断層、貝田から石母田小坂地区を通り半田山のふもとへ抜ける半田山東断層の4本の断層が存在するとされている。

一般に活断層は、最近の地質時代（180万年前から現在までの期間）に繰り返し活動し、将来も活動することが予測される断層であり、活動周期は数千年から1万年に1回であるといわれている。現段階では町内に存在する活断層については、活動の記録が残っていないが、昭和31年に宮城県白石市で発生した地震は、越河断層の活動によるものとされている。

県において平成8年7月から平成10年3月にかけて、福島盆地西縁断層帯に関する調査が実施され、断層の分布、最終活動時期、活動間隔、単位変位量等がある程度明らかにされた。その結果によれば、本町を含む断層帯北部においては約1,800年前以降活動が起きておらず、約2,000年前以降に活動が起きている可能性が高いとされ、その活動間隔は、約6,000年から約8,000年とされている。また、断層面のずれを示す単位変位量は不明確であり、断層の長さは約50kmとされているが、北部と南部とは別の断層である可能性もある。以上のことから想定される地震規模はマグニチュード7.7程度とされている。

ただし、断層の北部と南部が別の断層である場合は、想定される地震規模はこれより小さくなる。

### 第3 福島県における被害想定

県においては、上記の福島盆地西縁断層帯の調査を含め平成7年度から平成9年度までに地震・津波被害想定調査を実施し、これらの結果に基づき福島盆地西縁断層帯、会津盆地西縁断層帯、双葉断層、福島県沖の4か所における地震を想定し、それぞれの地震に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。

福島盆地西縁断層帯の地震（M7.0、幅5km、深さ10km）においては、福島市を中心に県内全域で震度6強から震度2までを観測し、夜間に発生した場合、死者840人、負傷者4,324人、建物被害は木造で11,306棟、非木造で497棟、最大99箇所から出火し焼失棟数は1,604棟におよび、ライフラインにも甚大な被害が発生するとされている。

会津盆地西縁断層帯の地震（M7.0、幅5km、深さ10km）においては、会津若松市を中心に県内全域で震度6強から震度2までを観測し、夜間に発生した場合、死者749人、負傷者4,604人、建物被害は木造で11,031棟、非木造で342棟、最大97箇所から出火し焼失棟数は863棟におよび、ライフラインにも甚大な被害が発生するとされている。

双葉断層の地震（M7.0、幅5km、深さ10km）においては、相馬市を中心に県内全域で震度6強から震度1までを観測し、夜間に発生した場合、死者553人、負傷者2,908人、建物被害は木造で7,723棟、非木造で217棟、

最大64箇所から出火し焼失棟数は898棟におよび、ライフラインにも甚大な被害が発生するとされている。

福島県沖の地震（M7.7、浅部深さ20km）においては、いわき市等の沿岸部を中心に県内全域で震度6弱から震度3までを観測し、夜間に発生した場合、死者346人、負傷者1,632人、建物被害は木造で4,733棟、非木造で158棟、また2mから6mの津波を観測し、ライフラインにも甚大な被害が発生するとされている。

それぞれの地震において本町における予測震度は、福島盆地西縁断層帯地震で震度6弱、会津盆地西縁断層帯地震で震度4、双葉断層帯地震で震度6弱から震度5強、福島県沖地震で震度5弱となっている。

#### 第4 地震による被害の想定

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策及び復旧対策を作成することが必要である。

今回の「第3編 震災対策編」の策定に当たっての被害想定は、県における被害想定調査結果に基づき、本町における被害の細部についての分析をまだ実施していないこと、町独自の防災アセスメント等の専門的な調査を実施していないことにより、地震の規模震源を具体的に想定することは行わず、予想される地震被害については県において想定した地震被害及び阪神・淡路大震災、東日本大震災及び令和3年福島県沖地震の被害報告等を参考とし、同規模の地震が発生した場合の被害について想定し、これに対応できる体制を整備することを目的として、県地域防災計画等を参考に予防対策、応急対策等について検討を行い、町地域防災計画の震災対策編を策定するものとする。

## 第5節 調査研究推進体制の充実

### 第1 危険地域の把握

風水害・土砂災害等の災害危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、災害を防止するため各種対策事業等を推進するとともに、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

### 第2 町による調査研究体制

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ等の作成を推進する。

### 第3 自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが大切である。

そのため、全町内会に設立した自主防災会が、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修を実施するなど、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

## 第 6 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

### 第 1 防災関係機関の実施責任

#### 1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町消防団及び伊達地方消防組合と連携し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、その他防災に関する団体及び自主防災会の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、全ての機能を十分に発揮するよう努める。

#### 2 消防機関

町消防団は、町の要請に基づき、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災活動を実施する。

また、伊達地方消防組合は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町、町消防団と連携し、救急救助及び防災活動を実施する。

#### 3 県の機関

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合的な調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び防災関係機関の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び防災関係機関の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第 2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 町



- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置

## 2 消防機関

- (1) 町消防団
  - ア 消防活動その他の応急措置
  - イ 被災者に対する救助及び救護の実施
  - ウ 災害応急対策
  - エ 災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置
- (2) 伊達地方消防組合
  - ア 防災知識の普及及び教育
  - イ 消防活動その他の応急措置
  - ウ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
  - エ 被災者に対する救助及び救護の実施
  - オ 災害応急対策
  - カ 災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置

## 3 県の機関

- (1) 県北地方振興局
  - ア 災害情報の収集及び提供に関すること
  - イ 防災関係職員の動員及び派遣に関すること
  - ウ 町及び防災関係機関との連絡調整に関すること
  - エ 町における被災対策の指導に関すること
  - オ 管内における市町村及び防災関係機関の応援調整に関すること
  - カ 自衛隊の派遣要請に関すること
  - キ 災害救助法の適用に関すること
  - ク 応急対策のための食料品、生活必需品の調達、あっせんに関する  
こと
  - ケ 災害時における環境汚染の応急対策に関すること

- コ 災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること
- (2) 県北保健福祉事務所
  - ア 医療機関の被害状況の収集及び医療情報の提供に関すること
  - イ 救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整に関すること
  - ウ 医薬品等の供給に関すること
  - エ 巡回診療の計画に関すること
  - オ 医療ボランティアの受入れ等に関する連絡調整に関すること
  - カ 被災地の飲料水の対策に関すること
  - キ 災害時における感染症の予防及び環境衛生に関すること
  - ク 要援護者等の援護及び更生の対策に関すること
  - ケ 災害義援金品の受付及び配付等に関すること
  - コ その他医療救護全般に関すること
- (3) 県北農林事務所
  - ア 災害時における主要食料の確保及び供給に関すること
  - イ 農業関係被害の調査に関すること
  - ウ 農業災害対策及びその調整に関すること
  - エ 災害時における病虫害防除の指導及びその調整に関すること
  - オ 農地関係地すべり等の応急対策に関すること
  - カ 農業水利の応急対策に関すること
  - キ 治山、治水施設、林道等の被害の調査及びその応急対策に関すること
  - ク その他農林関係の被害の調査及びその応急対策に関すること
- (4) 県北農林事務所伊達農業普及所
  - ア 災害時における農業技術指導対策に関すること
  - イ 農業関係被害の調査に関すること
- (5) 県北建設事務所保原土木事務所
  - ア 水防活動（水防資材の調達を含む）に関すること
  - イ 通行が不可能な箇所等の調査及びその応急対策に関すること
  - ウ 土木関係の被害調査及びその応急対策に関すること
- 4 福島北警察署
  - (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること
  - (2) 被災者の救出、救護に関すること
  - (3) 避難の指示及び誘導に関すること
  - (4) 交通規制に関すること
  - (5) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること
  - (6) (行方不明者) の捜索及び検視に関すること
- 5 指定地方行政機関
  - \* 指定地方行政機関等の後に記した ( ) 書きの機関名は本町を管轄

する機関を示す。

- (1) 東北財務局（福島財務事務所）
  - ア 管内地方公共団体に対する災害融資
  - イ 管内金融機関等に関する緊急措置の指導
  - ウ 管内地方公共団体からの応急措置の用に供するため申請のあった普通財産の無償貸与
- (2) 東北農政局（福島県拠点）
  - 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
- (3) 仙台管区气象台（福島地方气象台）
  - ア 気象予報・警報、気象情報等の発表及び伝達
  - イ 地震情報の発表及び伝達
  - ウ 気象、地震等に関する統計の作成及び調査並びにその発表
- (4) 東北地方整備局（福島河川国道事務所）
  - ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理
  - イ 洪水予警報等の発表及び伝達
  - ウ 水防活動の支援
  - エ 災害時における交通規制及び輸送の確保
  - オ 被災直轄公共土木施設の復旧
  - カ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
  - キ 町が実施する応急措置の支援協力
- 6 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊）
  - (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
  - (2) 町及びその他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
  - (3) 災害救助のための物品の無償貸与及び譲与
- 7 指定公共機関
  - (1) 日本郵便株式会社福島東支店及び日本郵便株式会社国見郵便局
    - 災害時における郵政事業の運営確保
  - (2) 日本赤十字社（福島県支部）
    - ア 医療、助産等救護の実施
    - イ 義援金の募集
    - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
  - (3) 日本放送協会（福島放送局）
    - ア 気象予報、警報等の放送
    - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
    - ウ 地域住民に対する防災知識の普及
  - (4) 東日本高速道路株式会社（福島管理事務所）
    - ア 高速道路の耐震整備
    - イ 災害時の応急復旧
    - ウ 高速道路の災害復旧

- (5) 東日本旅客鉄道株式会社（福島支店）
  - ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
  - ウ 災害時における応急輸送対策
  - エ 被災鉄道施設の復旧
- (6) 通信事業（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル株式会社）
  - ア 電気通信施設の整備及び防災管理
  - イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
  - ウ 被災電気通信施設の復旧
- (7) 日本通運株式会社（福島支店）
  - 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
- (8) 東北電力ネットワーク株式会社（福島電力センター）
  - ※協定締結企業
  - ア 電力供給施設及び設備の災害予防措置
  - イ 災害時における電力の応急対策
  - ウ 被災施設及び設備の早期復旧
- (9) ヤマト運輸株式会社（福島主管支店）※協定締結企業
  - 災害時における救援物資、緊急輸送の協力、災害物資拠点の運営
- 8 指定地方公共機関
  - (1) バス機関（福島交通株式会社福島支社及び協定締結企業）
    - ア 被災地の人員輸送の確保
    - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
  - (2) 放送機関（福島テレビ株式会社、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送、株式会社テレビユー福島、株式会社ラジオ福島、株式会社エフエム福島）
    - ア 気象予報、警報等の放送
    - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
    - ウ 地域住民に対する防災地域の普及
  - (3) 新聞社（株式会社福島民報社、福島民友新聞社株式会社）
    - 災害状況及び災害対策に関する報道
  - (4) 社団法人福島県医師会（社団法人伊達医師会）
    - ア 医療助産等救護活動の実施
    - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
    - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
- 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
  - (1) ふくしま未来農業協同組合国見総合支店
    - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力

- イ 農作物災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- エ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (2) 福島県北森林組合
  - 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (3) 国見町商工会
  - ア 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 災害時における物価安定についての協力
  - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (4) 町指定金融機関（福島信用金庫）、町指定代理金融機関（株式会社東邦銀行、ふくしま未来農業協同組合、株式会社大東銀行、株式会社福島銀行）
  - 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (5) 公立藤田総合病院及び町内医療機関
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
  - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
  - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (6) 社会福祉施設等の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (7) 危険物施設の管理者
  - ア 安全管理の徹底
  - イ 防護施設の整備
  - ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (8) LPガス販売事業者
  - ア 安全管理の徹底
  - イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (9) 社会福祉法人国見町社会福祉協議会
  - ア 災害時のボランティアの受入れ
  - イ 生活福祉資金の貸付

## 第 7 節 住民等の責務

### 第 1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

### 第 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力するものとする。